

睡眠時無呼吸症候群の治療を受けている方が運転免許の取得や更新の際に行うこと

2014年11月

NPO 法人新潟睡眠障害を考える会が新潟県警察本部交通部運転免許センターにお尋ねしました内容を報告します。

「改正道路交通法では、個人が運転免許を更新する際に「質問票」を記載して提出する必要があります。下の図は、その「質問票」の一例ですが、ここで「はい」と回答しても直ちに運転免許を拒否または保留されるものではありません。運転免許の可否は病院からの診断書を参考に判断されます。この質問票に虚偽の記載を行った場合は一年以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられますので気を付けてください。」とのこと。病院からの診断書は、規定通り通院していて、必要な検査をお受けの方にはいつでもお書きできますので申し出ください。

質問票の例 次の事項について、該当する□にチェック印をつけて回答してください。

過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因が明らかではないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ

過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部または一部が、一時的に思いとおりに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ

過去5年以内において、十分な睡眠時間をとっているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠りこんでしまった回数が、週3回以上となったことがある。 □はい □いいえ

過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 □はい □いいえ

- ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
- ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

病気を理由として、医師から、運転免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている。 □はい □いいえ